

(二)大谷川水系 河川整備計画

令和8年7月

愛 媛 県

目 次

1. 大谷川の概要.....	1
2. 大谷川の現状と課題.....	3
2.1 治水の現状と課題.....	3
2.1.1 主な洪水被害.....	3
2.1.2 治水事業の沿革.....	4
2.1.3 河川の維持管理.....	4
2.2 河川利用の現状と課題.....	5
2.2.1 河川水の利用状況と課題.....	5
2.2.2 河川流況の状況と課題.....	7
2.2.3 河川水質の状況と課題.....	7
2.3 河川環境の現状と課題.....	9
2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題.....	9
2.3.2 河川空間の利用状況と課題.....	11
3. 河川整備計画の目標に関する事項.....	12
3.1 河川整備計画の計画対象区間.....	12
3.2 河川整備計画の計画対象期間等.....	12
3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	13
3.4 河川の適正な利用に関する目標.....	13
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標.....	14
3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境.....	14
3.5.2 水質.....	14
3.5.3 河川空間の利用.....	14
4. 河川整備の実施に関する事項.....	15
4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	15
4.1.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	15
4.1.2 河川工事の種類及び施行場所.....	16
4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	18
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項.....	19
4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	19
4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	20
4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	20
4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項.....	21
4.3.1 水防に関する事項.....	21
4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項.....	21
4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項.....	21
4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項.....	21

1. 大谷川の概要

大谷川水系大谷川は、愛媛県伊予市の谷上山に源流を發し、大谷池に流入したのち、上三谷地区を北西に流れ、伊予郡松前町に入ったところで西に向きを変え、再び伊予市に入ったところで、殿田川、八反地川が合流し、新川地先で伊予灘に注ぐ二級河川である。

大谷川水系の流路総延長は約 18.5km、流域面積は約 16.2km² である。流域にかかる地区人口の合計は約 5,160 人である。

大谷川水系の流域は、伊予市と伊予郡松前町に含まれ、下流域は、伊予市の中心市街地となっており、周辺は住宅地、商業施設が近接することから、本水系の治水・利水・環境における河川整備の意義は極めて大きい。

流域の地形は、流域下流は砂州・砂丘になっており、中流は三角州性低地、扇状地性低地となっている。上流で砂礫台地、山地となっている。また、流域の地質は、国道 56 号下流が海岸・砂丘堆積物で、それより上流河川沿い平地が谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物である。山地部は海成層砂岩泥岩互層が主体である。

大谷川流域の土地利用状況は、昭和 51 年時点と令和 3 年時点を比較すると、中下流域に分布していた農地が減少し、近年、宅地化が進んでいる。また、下流部には、工業団地や市街化区域がある。

流域内の交通は、国道 56 号、JR 予讃線、伊予鉄道郡中線により松山圏域と結ばれる。また、日常的な通院や買物に利用できる福祉バスとして、コミュニティバス「あいくる」が運行されている。

流域内には、「傳宗寺薬師堂」、「谷上山宝珠寺本堂」等の市指定有形文化財が 6 件存在する。

流域の気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和な瀬戸内海式気候に属している。気象庁で常時観測している流域近傍の松山観測所における過去 30 年間の年平均気温は 16.9℃と温暖である。過去 30 年間の平均降水量は約 1,400mm であり、全国平均の 1,670mm 程度と比べると少ない。年降水量で最も多かった年は、令和 6 年の 2,053mm であり、最も少なかった年は平成 14 年の 931mm である。



図 1 大谷川 状況写真

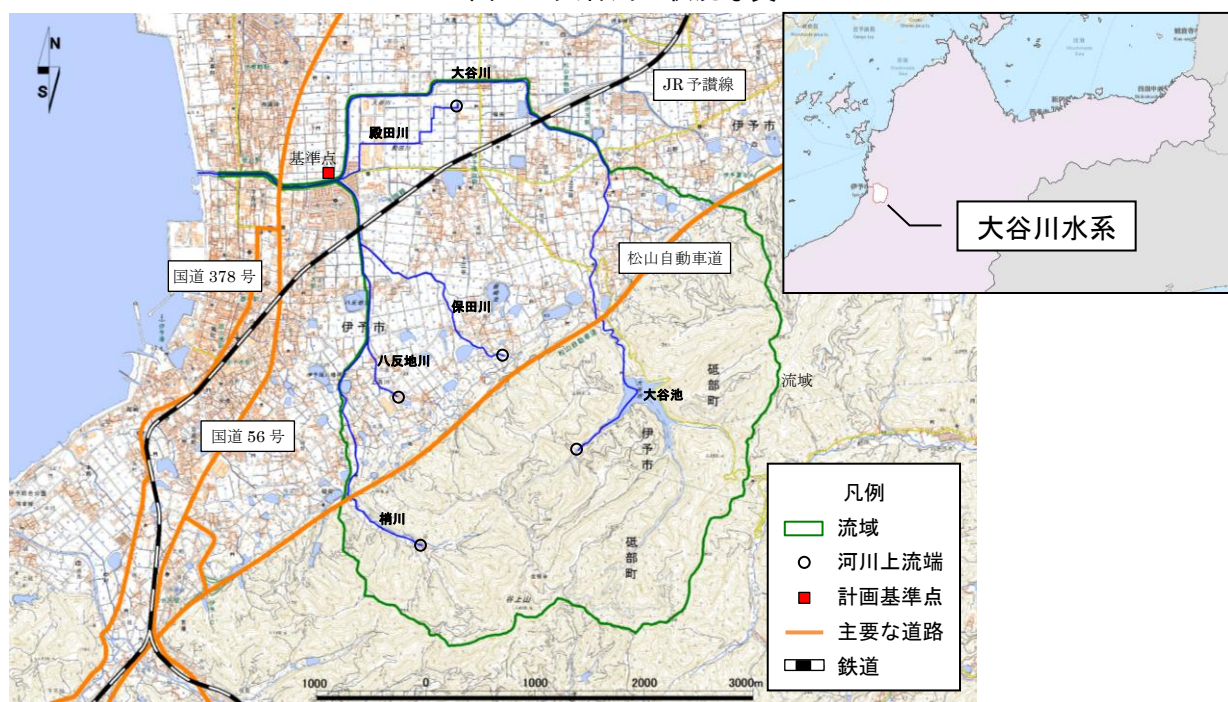


図 2 大谷川流域図

2. 大谷川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 主な洪水被害

流域の既往災害は、昭和 18 年台風 12 号、昭和 51 年台風 17 号、昭和 54 年梅雨前線などで家屋の浸水被害が発生しており、近年においては、令和 2 年 7 月の梅雨前線豪雨により護岸等が被災している。

表 1 過去の主要洪水一覧表（大谷川）

年	発生日	河川名	気象原因	水害原因	水害区域 面積(ha)	被災家屋棟数（棟）		備考
						床下	床上	
昭和 18 年	7 月 22 日	大谷川	台風 12 号	不明	46	113	15	
昭和 51 年	9 月 11 日	大谷川	台風 17 号	不明	10	18	2	
昭和 54 年	6 月 27 日	大谷川	梅雨前線	不明	28	39	3	

出典：大谷川中小河川全体計画書



距離標：1.3k 付近



距離標：6.0k 付近

図 3 令和 2 年 7 月梅雨前線豪雨 被害状況（大谷川）

2.1.2 治水事業の沿革

大谷川水系は、かつて本川、支川とも天井川の形成が甚だしく、土石流・堆積土砂等のために益々河床上昇し、流下を阻害している状況にあった。このため、昭和 20 年 10 月の出水を契機とし、「大谷川中小河川全体計画」が昭和 38 年に策定されており、当該事業計画（暫定計画）として、150m³/s（河口地点）が設定されている。この全体計画に従い、河口から支川合流点までと八反地川の 3.3km の区間及び、支川合流点から上流 3.6km の区間の河川改修が完了している。



出典：四国・水こぼれ話談話室 Vol.190（国土交通省）

図 4 大谷川改修区間と改修状況写真

2.1.3 河川の維持管理

愛媛県では、公共の安全を保持するため、護岸・床止め等の河川管理施設や河道の適正な確保に向けた維持管理を行っている。堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設については、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川利用の現状と課題

2.2.1 河川水の利用状況と課題

大谷川水系における河川水の利用について、許可水利権はなく、慣行水利権は、支川を含めて73件存在し、すべてかんがい用水となっている。

表 2 大谷川における慣行水利権一覧表（1/2）

連番	河川名	岸	目的	取水期間	受益面積 (ha)	取水方法・堰
1	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.15	—
2	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.40	—
3	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.25	—
4	保田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.03	—
5	保田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	3.00	—
6	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.00	—
7	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.02	—
8	保田川	—	かんがい	5月上旬～10月上旬	—	—
9	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	10.00	—
10	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.00	—
11	保田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.00	—
12	保田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.00	—
13	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.00	—
14	保田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.04	—
15	保田川	両岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.75	—
16	保田川	右岸	かんがい	5月～10月	25.00	自然分水
17	保田川	両岸	かんがい	5月～10月	1.15	自然分水
18	保田川	右岸	かんがい	5月～10月	0.60	自然分水
19	保田川	両岸	かんがい	5月～10月	0.55	自然分水
20	保田川	両岸	かんがい	5月～10月	0.95	自然分水
21	保田川	右岸	かんがい	5月～10月	0.95	自然分水
22	保田川	右岸	かんがい	5月～10月	1.00	自然分水
23	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	1.50	自然分水
24	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	0.70	自然分水
25	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	0.41	自然分水
26	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	1.50	自然分水
27	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	0.70	板堰
28	八反地川	左岸	かんがい	5/10～10/10	0.30	自然分水
29	八反地川	右岸	かんがい	5/10～10/10	1.50	板堰
30	殿田川	両岸	かんがい	5/10～10/10	0.24	自然分水
31	殿田川	右岸	かんがい	5/10～10/10	0.10	自然分水
32	殿田川	左岸	かんがい	5/10～10/10	0.20	自然分水
33	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	2.60	—
34	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.30	—
35	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.13	—
36	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	1.50	—
37	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	7.00	—
38	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.16	—
39	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.23	—
40	殿田川	両岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.18	—
41	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.12	—
42	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	6.00	—
43	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.25	—
44	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.22	—
45	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.14	—
46	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.12	—
47	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.12	—
48	殿田川	左岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.10	—
49	殿田川	右岸	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.11	—
50	殿田川	—	かんがい	5月上旬～10月上旬	0.11	—
51	殿田川	—	かんがい	5月上旬～10月上旬	—	—

表 3 大谷川における慣行水利権一覧表 (2/2)

連番	河川名	岸	目的	取水期間	受益面積 (ha)	取水方法・堰
52	大谷川	右岸	かんがい	6/20～10/30	15.00	—
53	大谷川	両岸	かんがい	6/20～10/20	20.00	—
54	大谷川	左岸	かんがい	5月～10月	3.00	自然分水
55	大谷川	左岸	かんがい	5月～10月	15.00	板堰
56	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	0.30	自然分水
57	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	3.00	自然分水
58	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	3.00	自然分水
59	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	4.00	自然分水
60	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	0.11	自然分水
61	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	10.00	板堰
62	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	20.00	自然分水
63	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	50.00	自然分水
64	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	130.00	自然分水
65	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	5.00	自然分水
66	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	10.00	自然分水
67	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	20.00	自然分水
68	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	15.00	自然分水
69	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	500.00	自然分水
70	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	250.00	自然分水
71	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	100.00	自然分水
72	大谷川	左岸	かんがい	5/1～10/15	25.00	自然分水
73	大谷川	右岸	かんがい	5/1～10/15	20.00	自然分水

2.2.2 河川流況の状況と課題

流量については観測が行われていないため、流況資料が乏しい状況にある。流況については今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3 河川水質の状況と課題

大谷川の水質は、環境基準の類型指定されていないが、伊予市による水質調査が実施されている。令和6年の水質調査結果より、大腸菌数はB類型相当であるが、その他の項目はA類型相当以上であることから、今後も関係機関と連携を図りながら水質の維持・向上に努める。

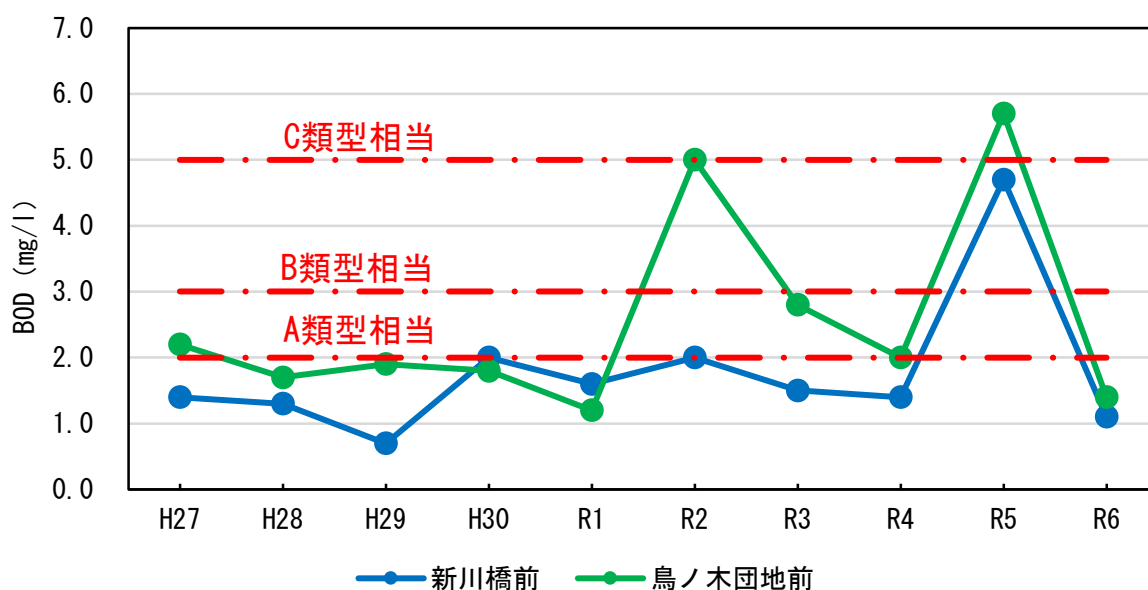


図 5 大谷川 水質測定結果（平成 27 年～令和 6 年）

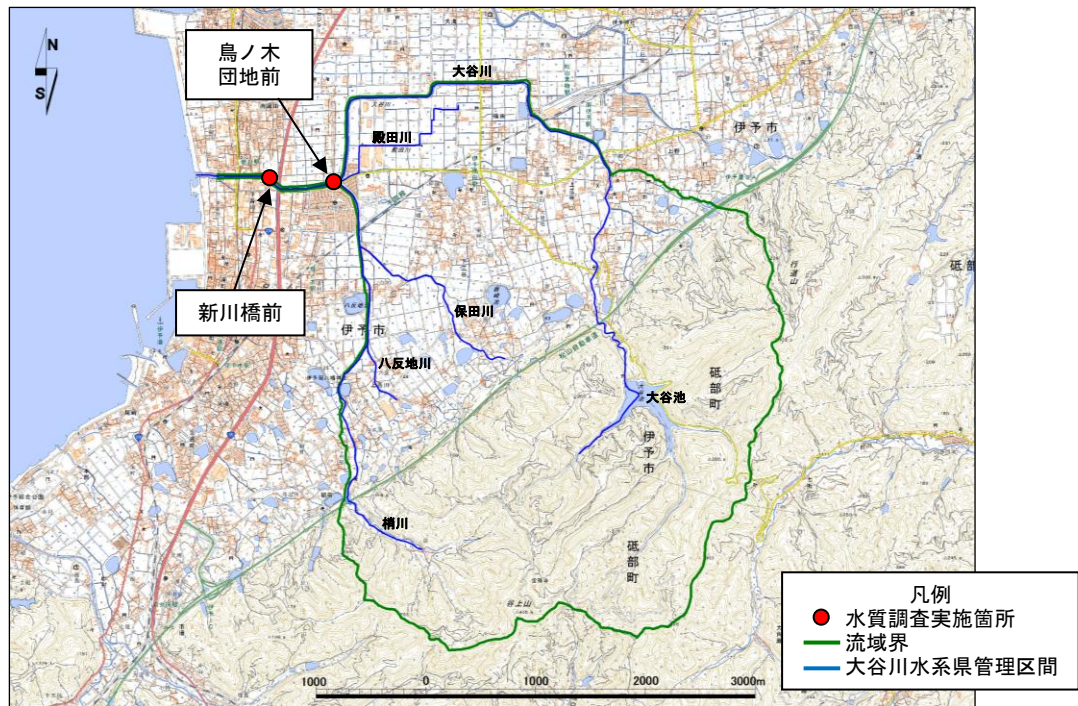


図 6 水質調査結果位置図

表 4 生活環境項目別評価結果

地点	調査項目	単位	2023 (R5)	類型相当値 (R5)	2024 (R6)	類型相当値 (R6)
新川橋前	pH	---	7.2	AA	7.2	AA
	BOD	mg/l	4.7	C	1.1	A
	SS	mg/l	10	AA	4	AA
	DO	mg/l	7.3	B	8.4	AA
	大腸菌数	CFU/100ml	70	B	17	AA
鳥ノ木団地前	pH	---	7.3	AA	7.3	AA
	BOD	mg/l	5.7	D	1.4	A
	SS	mg/l	40	C	12	AA
	DO	mg/l	6.1	B	8.9	AA
	大腸菌数	CFU/100ml	3600	C	630	B

※BOD : 75%値

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題

大谷川の流域は、河道の環境特性から、感潮域、下流域、中流域、上流域の4つに区分される。感潮域は河口から1.2k付近までの区間であり、干潮時には浅瀬も見られる。感潮域の上流側にはヨシ群落が分布している。水域には汽水性のボラや、淡水魚としてコイ、オイカワ、ミナミメダカ等が生息している。鳥類では、水環境と関わりのある種として、カモ類、サギ類、セグロセキレイなどが確認された。

下流域は1.2kから3.4k付近までの区間である。低水路部分にはツルヨシが一面を覆う箇所が見られるが、近年浚渫などが行われた区間では、ミゾソバ、コセンダングサ等を優占種とする1年生草本群落、及び掘削による裸地面が広がる。魚類では、植生帯付近でオイカワ、ミナミメダカ、回遊魚のニホンウナギ等の生息場となっている。

中流域は3.4k～6.9k付近までの区間である。低水路内には一時的に形成された小さな砂州上でミゾソバやオランダガラシ等の1年生草本が分布する。河道幅が狭く、基本的に植生の発達領域は小さい。

上流域は6.9kから上流端までの区間であり、河道が山付きとなっているほか、勾配はやや急で、流路が狭くなる。植物は、一部開けた場所の比高の高い砂州上でススキ、セイタカヨシ等の草本やアカメガシワ等の樹木が分布する。

大谷川流域における重要種について、魚類はオイカワ、ミナミメダカ等の5種が確認された。今後も引き続き、動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表 5 大谷川で確認されている重要種一覧

分類群	種和名	カテゴリー
魚類	ニホンウナギ	環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧 IB 類 (EN) 愛媛県レッドリスト 2025 絶滅危惧 II 類 (VU)
	オイカワ	愛媛県レッドリスト 2025 情報不足 (DD)
	タモロコ	愛媛県レッドリスト 2025 準絶滅危惧 (NT)
	ドジョウ	環境省レッドリスト 2020 準絶滅危惧 (NT) 愛媛県レッドリスト 2025 絶滅危惧 II 類 (VU)
	ミナミメダカ	環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧 II 類 (VU) 愛媛県レッドリスト 2025 絶滅危惧 II 類 (VU)

環境省RL：環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）

CR+EN：絶滅危惧I類絶滅の危機に瀕している種

CR：絶滅危惧IA類ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN：絶滅危惧IB類IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧II類絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

DD：情報不足評価するだけの情報が不足している種

愛媛県RL：愛媛県レッドリスト2025（令和8年1月28日）

CR+EN：絶滅危惧I類絶滅の危機に瀕している種

CR：絶滅危惧IA類ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

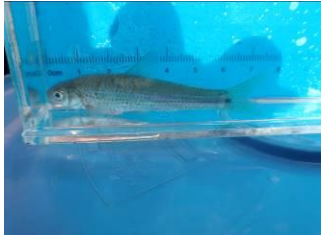
EN：絶滅危惧IB類IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧II類絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

DD：情報不足評価するだけの情報が不足している種

表 6 重要種写真一覧（大谷川）

魚類	 ニホンウナギ	 オイカワ
	 タモロコ	 ドジョウ
	 ミナミメダカ	

出典：愛媛県レッドデータブック 2025 (RED DATA BOOK EHIME)

2.3.2 河川空間の利用状況と課題

大谷川では、多自然工法の緩傾斜で護岸が整備され、河道内へのアプローチに配慮した階段も設置されており、河川にふれあえる場所として利用されている。

大谷川最上流の大谷池周辺は「えひめ森林公園」が整備されている。「えひめ森林公園」には、キャンプ場、アスレチック、森林散策のできる遊歩道、野鳥観察小屋などがあり、自然に触れられる公園となっている。



図 8 大谷川の親水護岸（2.6k 付近）



図 7 「えひめ森林公園」案内板



図 9 「えひめ森林公園」親水空間

また、「愛リバー・サポーター制度」を活用し、大谷川水系全体で、現在 4 団体が愛護サポーターに登録されており、地域住民による美しい河川環境の創出に向けた河川敷美化清掃等が行われている。河川空間の利用状況について、治水上必要な流下断面を確保するとともに、今後も引き続き、地域住民の生活の場の一部として、潤いを享受できる親しみやすい河川空間として保全していく必要がある。

表 7 大谷川水系 愛リバー・サポーター団体一覧（令和 7 年 12 月時点）

河川名	団体名	構成員数 (人)	認定区間 (m)	認定年月	団体区分
(二) 保田川	下三谷愛リバー会	19	800	H20.5.20	河川愛護団体等
(二) 梢川、 (二) 八反地川	梢川、市ノ坪会	65	1,500	H21.7.24	河川愛護団体等
(二) 大谷川	大谷川を守る南伊予の会	29	1,830	H30.2.14	河川愛護団体等
(二) 大谷川、 (二) 八反地川	鳥ノ木菜の花小道グループ	49	400	H24.1.26	河川愛護団体等

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の計画対象区間は、大谷川水系の愛媛県管理区間の全域とする。

表 8 大谷川水系大谷川概要

河川名	上流端	下流端	河川延長	流域面積	指定年月日	備考
大谷川	右岸：伊予市上三谷（国有林）	海に至る	10.2km	16.2km ²	S4.5.1	
	左岸：伊予市上三谷（国有林）				H11.3.31	
八反地川	右岸：伊予市上吾川字十合甲 1573 番地先	大谷川合流点	2.2km		S29.4.23	
	左岸：伊予市上吾川字十合甲 1574 番地先				H11.3.31	
保田川	右岸：伊予市下三谷字向井原 3904 番 2 地先	八反地川合流点	1.9km		S35.3.31	
	左岸：伊予市下三谷字阿閤寺 3881 番 1 地先				H11.3.31	
梢川	右岸：伊予市稲荷字下戸ヶ谷 1608 番地先	八反地川合流点	2.6km		S31.12.14	
	左岸：伊予市稲荷字下戸ヶ谷甲 1610 番地先				S35.3.31 H11.3.31	
殿田川	右岸：伊予市下三谷字片山 569 番 2 地先	大谷川合流点	1.6km	S35.3.31		
	左岸：伊予市下三谷字柳井田 568 番 1 地先			H11.3.31		

3.2 河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、大谷川水系河川整備基本方針に基づき、大谷川水系の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

その対象期間は、今後概ね 30 年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

大谷川水系における治水対策の目標は、流域の重要度、浸水被害発生状況を考慮した結果、大谷川については年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、洪水の流下阻害など治水上の支障となるおそれのある橋梁・落差工等の許可工作物について、関係機関と河道断面の変化等に関する情報を共有するなど調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。

内水対策については、伊予市や松前町の雨水対策等と連携し、内水氾濫の被害の軽減を図るとともに河口部においては、海岸管理者と連携しながら、台風襲来時の高潮・波浪及び、今後発生が予想される地震・津波に対して、人名や財産を守るため、被害の軽減を図る。

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や、今後さらに、気候変動による洪水外力が増大することを踏まえ、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合に対しても、被害をできるだけ軽減できるよう治水対策の抜本的な強化として、令和 3 年 12 月に「伊予の國の田園風景と街を守る治水対策」を取組方針とした「大谷川水系流域治水プロジェクト」を策定しており、河川整備に加え、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせた、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していく。

3.4 河川の適正な利用に関する目標

大谷川水系においては、73 件の慣行水利権が存在している。しかし、取水量等の実態が不明であることから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況や取水実態等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努めることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続きデータの蓄積に努め、大谷川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努めることを目標とする。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、大谷川水系の動植物の生息状況を把握し、大谷川水系の有する生態系を保全することを目指す。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現況の瀬や淵を保全するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるように努める。また、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

3.5.2 水質

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、公共下水道等と連携し、水質の維持・向上に努めることを目標とする。

3.5.3 河川空間の利用

河川空間の利用については、人と川のふれあい場となるよう現在の親水空間の保全を行うとともに、地域住民が親しみやすい河川空間づくりに努めることを目標とする。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

大谷川本川において、年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させる計画とし、その流量は大谷川の治水基準点である下三谷地点において $150\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道については、洪水の流下や浸水被害の軽減を図るため、河道掘削、河道拡幅、護岸整備、橋梁の架替え等の整備を実施する。

また、本川河口部において、大規模地震・津波および、高潮からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて堤防の嵩上げや河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し、実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

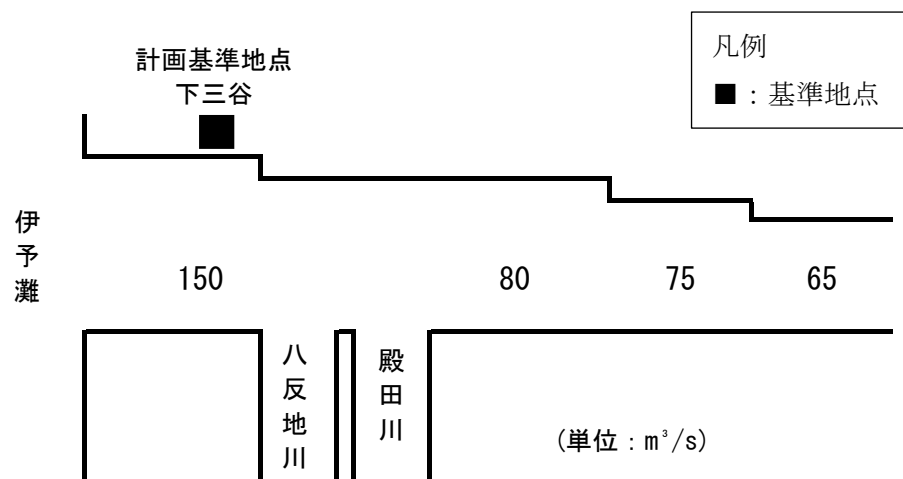


図 10 大谷川水系整備計画高水流量配分図

4.1.2 河川工事の種類及び施行場所

大谷川では、これまで全体計画に基づいた河道改修により治水安全度の向上が図られてきたが、年超過確率 1/10 の目標規模に対しては、河口付近を除いて全川的に流下能力が不足している。特に全体計画の改修区間外である 5.0k 上流では、下流部に比べ河道幅が狭く、流下能力のネックな箇所となっている。

このため、計画規模である洪水を安全に流下させることを目標に、整備計画目標流量(150m³/s)が流下した場合の水位が計画高水位を超過する区間を対象とし、河道掘削、河道拡幅、護岸整備、築堤を行うとともに、橋梁の架替え等を実施する。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は、上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

表 9 河川工事の種類

河川名	範囲	種類
大谷川	0.0k～6.5k	河道掘削、河道拡幅、護岸整備 橋梁架替え、取水堰改修（撤去・復旧） 築堤、落差工撤去等

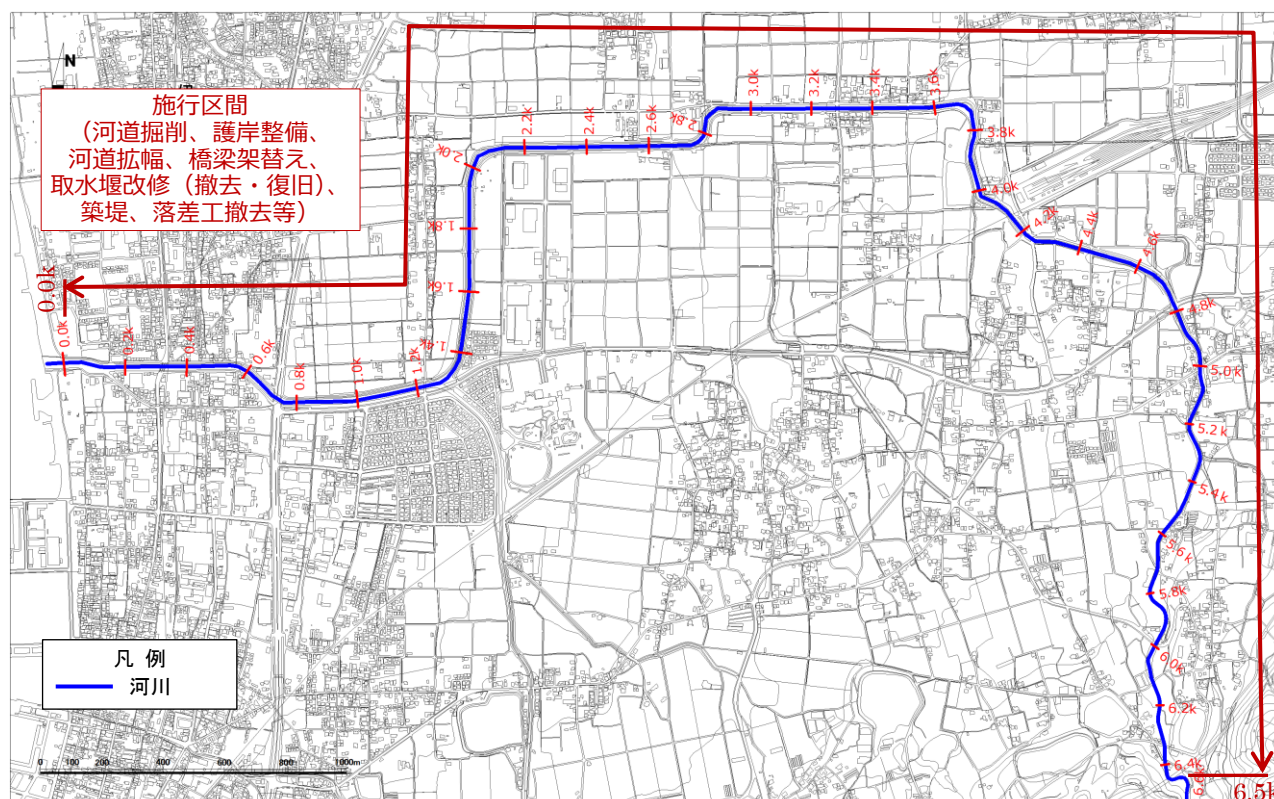


図 11 河川工事の施行箇所位置図

※実際の河川工事範囲は、今後の詳細検討を踏まえて決定する。

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、現在の生物の生息、生育状況の把握に努め、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するように努める。河岸では、植生が回復するように水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行うものとする。

特に、重要な動植物の生息が確認された場合には、重要な動植物の生息・生育環境に対してできるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持を図るとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

重要種である「二ホンウナギ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」、「ドジョウ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」、「ミナミメダカ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」等への影響に配慮し、河川環境の保全を図る。

また、水環境の保全に努めるため、周辺地域や関係自治体等と調整し、水質の汚染・汚濁防止に配慮し、河川環境を保全できるよう整備を推進する。

なお、外来種については、関係機関と連携して生息・生育・繁殖状況の把握に努めるとともに、河川整備箇所で特定外来生物が確認された場合には、関係法令に基づき移出入の防止に努める。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川維持の種類及び施工の場所

河川内を点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修に努める。河川管理施設等については、長寿命化計画に基づく維持管理に加え、樋門等の施設操作の遠隔化・自動化など最新技術の導入を検討し、効率的な施設管理に努める。

出水により土砂が堆積し、洪水流下の阻害となる等、治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を検討する。また、出水等による堤防、河岸の侵食や河床の低下は、護岸の構造物基礎が露出するなど、災害の要因となるため、これら変状の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報等をメールで自動送信するシステムの整備等、迅速かつ的確に地域住民に対して河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路確保等のため、浸水被害の防止又は軽減に向けての対策を実施する。

また、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、計画規模を上回る洪水や高潮等の発生又は整備途中における施設能力以上の洪水の発生に備え、関係機関や地域住民等と連携を図りつつ、ハザードマップの活用支援や水害防止体制の構築などを推進し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と連携しながら流域治水を推進し、地域の様々な水害に対して被害軽減を図る。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川は公共用物であることから、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持に併せて、まちづくりと一体となった整備等、多様な要請に応えられるよう、相互の調整を図りつつ、適正に管理していく必要がある。

また、河川敷への不法投棄は河川利用に著しく支障を与える行為であることから、厳正に対処していく必要がある。

流水の正常な機能の維持については、動植物の保護、景観や既得水利の取水のために、河川には常時一定流量以上の流水を確保することが望ましい。水環境の維持・向上を図るために必要な水量（正常流量）について、今後、地域住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

大谷川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現況の瀬や淵の保全及び魚類等の移動の連続性の確保に努めるとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

(2) 水質の保全

水質の保全にあたっては、大谷川水系は「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに、下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や地域住民と連携の上、水質の維持・向上に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、大谷川水系における利用状況及び伊予市、松前町の都市計画・環境基本計画等を踏まえて、人と川のふれあいの場となるよう親水空間の保全に努める。

また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。

4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1 水防に関する事項

洪水や津波・高潮等に関する情報の連絡体制として、『逃げ遅れゼロ』を目標に大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げており、伊予市、松前町等の関係機関と連携し、ハザードマップ・タイムラインの作成やホットラインの構築、プッシュ型メール配信等の情報伝達体制の整備を促進する。

また、防災訓練による水防体制の強化や、普段から地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等、ソフト的な洪水対策を実施する。

4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項

河川整備に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。

伊予市、松前町及び地域住民に対しては、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めている。

4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下能力確保のための河床堆積物の排除等の必要な対策を講じる。

4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたっては、動植物の生息や生育地に配慮した瀬や淵の保全、親水性に配慮した整備を行う。また、地域住民と協力して河川美化運動の促進に努める。